

引っ越しの多くの季節です

手続きを お忘れなく

3月は、進学や就職、転勤などで引っ越しが多くなる季節です。住所が1年以上変わらるような場合は、さまたま手続きが必要になりますので、お近くの窓口で忘れずに手続きをしてください。
なお、月末になると窓口が大変混み合います。早めの手続きをお願いします。



国民年金

次のようなときは国民年金の手続き（申請）が必要です。

- 60歳前に退職したとき
- 20歳になったとき
(厚生年金や共済年金に加入していない人)
- 配偶者の扶養からはずれたとき
(収入の増加や離婚、配偶者の退職など)
- 氏名・住所が変わったとき
(年金受給中の人で届け出が必要な場合)
- 海外に住所を異動する人が引き続き、国民年金に加入を希望するとき
- 海外から国内に住所を異動したとき
- 共済年金に加入したとき

※手続き（申請）が遅れると年金の受給に影響する場合があります

※経済的な理由から保険料を納めることが困難な場合は、申請により保険料が免除される制度がありますので、ご相談ください



住所異動

学生や単身赴任している人でも、1年以上家族と違う場所で生活する場合は、実際に居住する住所地に住民登録をする必要があります。住所を異動しても成人式などは地元で参加できますが、異動手続きをしないと、適切な住民サービスが受けられなくなる場合や、手続の指導を受けたりすることがあります。

住所や世帯主が変わったとき（下表参照）は、市民課または各支所地域振興課市民生活室、各連絡所の窓口で手続きしてください。

こんなときに届け出が必要です	必要な届け出	届出期間	届け出に必要なものなど
市外から引っ越ししてきたとき	転入届	住み始めてから14日以内（引っ越し後）	①届出人の印鑑 ②国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険などの保険証や医療費助成受給者証など
市内で引っ越しをしたとき	転居届		③国民年金手帳 ④転出証明書（転入時）または住基カード
市外へ引っ越しをするとき	転出届	転出前	⑤届出人の免許証など、本人の身分証明書 ⑥個人番号カードまたは通知カード
世帯の代表者が変わるとき	世帯変更届	変わってから14日以内	

●問い合わせ 市民課市民年金室 ☎53-2111（内線282）または各支所地域振興課市民生活室

軽自動車・バイク

引っ越しなどにより転出される場合は、手続きが必要です。

軽自動車税は、4月1日現在の所有者または使用者に課税されますので、廃棄および譲渡した場合は、3月中に廃車または所有者(名義)変更の手続きをお願いします。

なお、市役所本庁および各支所で手続きの際は、印鑑を持参してください。

車種	届出先
※村上市または旧町村ナンバーのついた車両 ①原動機付自転車およびミニカー ②小型特殊自動車	市役所税務課 各支所地域振興課
①軽自動車 ②125cc以上250cc未満の二輪車	全国軽自動車協会連合会新潟県事務取扱所
①250cc以上の二輪車 ②普通自動車	北陸信越運輸局新潟陸運支局

※市役所で手続きできる車両は、村上市または旧町村のナンバーがついた車両です

※市役所以外での手続きは、各届け出先で確認してください

●問い合わせ

税務課収納対策室 ☎53-2111(内線212)
または各支所地域振興課市民生活室

水道・下水道

水道・下水道は、使用を始めたい日、または使用を中止したい日の5日前までに、次のことを連絡してください。

転入のとき

①住所 ②氏名 ③使用を始める日 ④日中に連絡がとれる電話番号 ⑤料金の支払い方法
(なるべく口座振替をお願いします)

転居・転出のとき

①お客様番号 ②住所 ③氏名 ④使用を中止する日 ⑤連絡先(引っ越し先の住所) ⑥日中に連絡がとれる電話番号

※水道・下水道の閉栓時に、料金の精算が必要になります。精算方法は、閉栓の連絡をいただいた際に確認します

※メーターが屋内にある場合については、閉開栓の時に立ち会いが必要となります

●問い合わせ

水道局管理業務室 ☎66-6190
または村上水道事務所、各支所産業建設課建設管理室

国民健康保険

就職や退職などで保険証の切り替えが必要な人は、忘れずに手続きをしてください。

また、国民健康保険に加入している人が大学などに進学するため、市外に住所を異動する場合は、引き続き村上市の国民健康保険に加入できますので、手続きの際に申し出してください。



脱退する手続きが必要な場合

- ・職場の健康保険に入ったとき
- ・職場の健康保険の扶養になったとき

[手続きに必要なもの]

印鑑、国民健康保険被保険者証、職場の健康保険証(未交付のときは加入したことを証明するもの)、個人番号カードまたは通知カード

加入する手続きが必要な場合

- ・職場の健康保険をやめたとき
- ・職場の健康保険の扶養からはずれたとき

[手続きに必要なもの]

印鑑、職場の健康保険をやめた証明書(被扶養者を抹消された証明書)、厚生年金などの年金受給者は年金証書、個人番号カードまたは通知カード

その他の手続きが必要な場合

- ・市内で住所が変わったとき
- ・世帯主や氏名が変わったとき
- ・保険証を無くしたときや破損したとき

[手続きに必要なもの]

印鑑、保険証、身分証明証(運転免許証など)

●問い合わせ

保健医療課国保室 ☎53-2111(内線252~254)
または各支所地域振興課地域福祉室

